

徳山駅南側の賑わいづくり社会実験募集要項

1. 社会実験※1の目的

徳山駅の南側は、周南市都市計画マスタープランにおいて、レクリエーション・交通拠点と位置付けられ、また、周南市都心軸空間デザインプラン（令和5年7月改訂）において、「徳山港周辺エリア」と定義されており、「親水空間を活用した賑わい空間の形成」・「公共空間の利活用と都市景観・水辺景観に配慮した景観誘導」を目指すエリアとし、2つの港湾緑地（晴海緑地公園・築港緑地）が位置しています。

これら港湾緑地の利活用により、徳山港周辺エリアの中長期的な賑わい創出や魅力向上、徳山駅南北の回遊性を検証することを目的に、民間事業者等※2の提案事業を社会実験の手法で実施します。

この社会実験は、「周南コンビ・みな～と緑地推進事業（仮）」※3として実施するものであり、短期的な収益検証ではなく、民間事業者等の柔軟で自由な発想により、市民・港湾関係者・市外からの訪問者らとともに港湾緑地を利活用するものです。

周南市は、民間活力を導入した場合の中長期的な集客性・採算性を確認するとともに、立地・空間・制約等の視点も踏まえ、官民連携した具体的かつ実現性の高い事業の内容や条件を検討します。今回の社会実験で検討が不足する場合は、それらの検証を目的として追加の社会実験も検討します。

※1 社会実験：

利用者ニーズや課題等を把握し、今後の事業化の可能性等を検証するために、試験的に実施する試行事業

※2 民間事業者等：民間企業、NPO法人等の法人、個人事業主、法人格を持たない任意団体等

※3 周南コンビ・みな～と緑地推進事業（仮）：

協働等の様々な組み合わせを表現する「コンビ」、周南市の宝である港湾空間を「みな～と」、産業と市民が共存するフィールドとしての「緑地」の三位一体で構成される“共創型みなとまちづくり”を目指す事業

2. 募集概要

(1) 対象地

対象とする港湾緑地（晴海緑地公園・築港緑地）を社会実験フィールドとして活用する提案を募集します。周辺エリアを含めた利用範囲や期間・時間帯等も調整できる可能性はありますので、**事前相談等を有効に活用してください。**

同時期に複数事業者が事業を実施したい場合は、利用範囲や利用期間等について、協議により決定しますが、社会実験の目的を踏まえ、中長期的な構想があるものを優先します。

なお、対象地の活用は、両方でも片方でも可能です。

(2) 事業内容

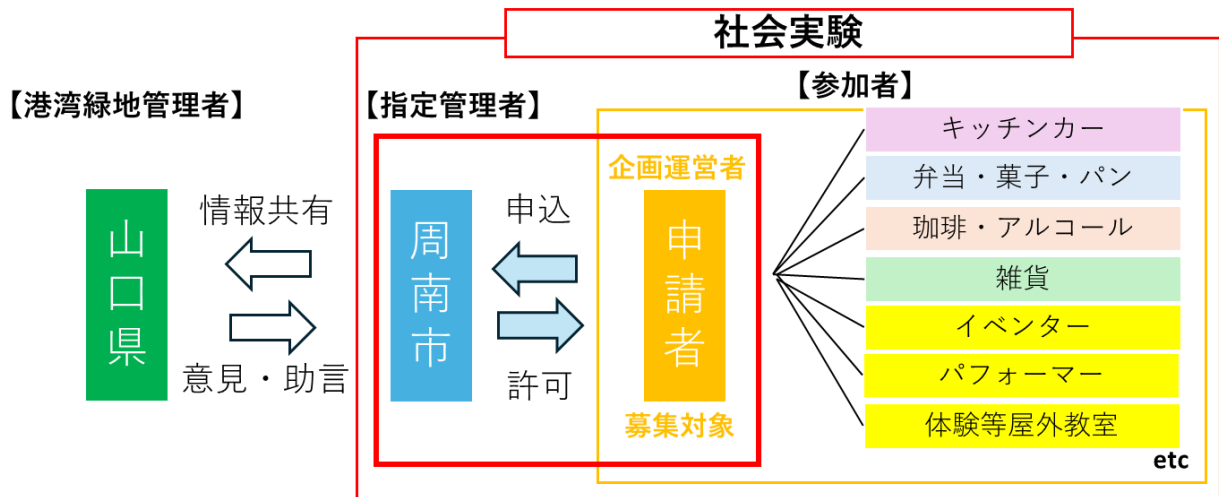
- ① 対象とする港湾緑地を拠点とした憩い・賑わいや魅力の創出につながるものであること。（2地点を繋ぐ事業や徳山駅周辺エリアまで波及する事業、まちづくりに資する実験的なチャレンジ等にも期待しています。）
- ② 期間や時間帯は市と協議すること。
- ③ その他、以下に抵触しないこと。

【対象外となる事業】

法令等に違反し、又はそのおそれがあるもの / 公の秩序又は善良の風俗に反し、又は反社会的な破壊のおそれがある活動 / 人権を侵害し、又はそのおそれがある活動 / 政治性のあるもの又は選挙に関する活動 / 宗教性のあるもの又は迷信若しくは非科学的なものに関する活動 / 社会問題その他についての主義又は主張にあたる活動 / 内容又は責任の所在が不明確な活動 / 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適当でない活動 / 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でない活動 / 騒音や悪臭等、著しく周辺環境を損なうことが予想される活動 / その他、市長が適当でないと認める活動 等

(3) 対象者

応募できる事業者は、提案内容を実行できる意思と能力（企画運営力、資力、資格等）を有する民間企業、NPO法人等の法人、個人事業主、法人格を持たない任意団体等とします。



※本例で示す参加事象者は例示であり、提案内容を縛るものではありません。

※企画運営者が参加事業者を募り、合同で事業を実施する場合、企画運営者が代表して申込等の諸手続きを行う。なお、企画運営者が単独で事業実施してもよい。(上図スキームに示す【参加者】は一例である)

【対象外となる者】

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当するもの / 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する団体又はその構成員。また、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの / 申請書提出時点で、周南市から指名停止を受けているもの / 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをしているもの、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをしているもの / 宗教活動又は政治活動を目的としているもの / その他市長が適当でないと認めるもの 等

(4) 費用

- ①実施にかかる費用は利用者負担となります。(応募・設置・撤去から原状回復に要する費用や実施空間の清掃・ゴミ処分等も含む)
- ②港湾緑地は山口県から周南市が指定管理を受けて管理しています。指定管理者の権限で許可できる事業については、土地の使用料については無償になる場合もありますので、詳細は、事前相談で確認してください。

(5) スケジュール

- ① 社会実験を進めるスケジュールは下表のとおりとします。なお、周南市がみなとオアシス構成施設である港湾緑地の可能性を検証する目的の社会実験であることを鑑み、中長期的な視点で実証データが得られる等、趣旨に合致する事業を募集しているため、余裕をもって市と事前相談してください。

項目	日程	様式
募集要項等の公表	令和8年4月27日(月)	
事前相談/現地視察	事前相談：提出書類作成前に必ず実施 現地視察：希望者のみ(任意)	
提案書類の受付	令和8年5月1日(金)から 令和8年11月30日(月)まで随時受付	様式1
提案書類審査	提案書類の受付後、2週間程度	
審査結果の通知	順次	
実施に向けた協議	必要に応じて随時	
使用許可	審査結果の通知後、事業実施10日前まで	様式2・3
事業の実施	令和8年6月1日(月)～12月31日(木)	
実績報告書の提出	事業実施終了後20日以内	様式4・5
ヒアリング調査	実績報告書提出後30日以内	

① 事前相談/現地視察

電話、メール、事務局窓口(6. 問合せ先・書類提出先)へ申し込みください。なお、メールの場合、件名は「社会実験(事前相談)について」としてください。

事前相談は社会実験の目的の共有や内容のすり合わせ・審査の円滑化のため、提案書類作成前に必ず実施してください。

② 提案書類の受付

後述する3. 応募手続きに示す「提案書(様式1)」を期限までに5. 問合せ先・書類提出先に提出してください。

③ 提案書類審査・審査結果の通知

提案内容を市で審査します。社会実験の目的を踏まえ、2. 募集概要(2) 事業内容(3) 対象者に合致する場合に実施事業として認定します。

④ 実施に向けた協議・使用許可

認定された事業について、諸調整を要する事業等については、「使用許可申請書(様式2)」、「誓約書(様式3)」、必要に応じて「食品営業許可証の写し(食品販売を行う場合)」、「その他市が求める書類」を提出し、事業実施に必要なとなる許可を受けてください。

⑤ 事業の実施

提案内容に応じた事業を実施してください。

今回の社会実験は、今後の事業展開やその可能性を検証することを目的としたものであるため、その趣旨を理解し、モニタリング（市が作成する利用者向けアンケート）への協力や実施報告書に誠意をもって協力してください。

なお、必要に応じて、市の備品（机、椅子、コーン、人工芝（ロール型）等）を無料貸出できます。但し、求める備品については、その内容や受け渡し・返却場所、その日時等を市と協議した上で、書面による申請・許可をもって行います。

また、原則、運搬作業については社会実験事業者が市役所から行うこととし、市の備品を破損等した場合は、市が認める場合を除き、事業者の責任において補修等を行うものとします。

⑥ 事業報告書の提出・ヒアリング調査

事業実施後、ヒアリングを実施するため、「実績報告書（様式4）」、「事業者アンケート（様式5）」、「収支・集客報告書（任意様式）」を提出してください。

(6) その他

- ① 使用許可期間が経過した後も継続して利用したい場合は、使用許可期間内に協議の上、決定します。
- ② 事前に利用者の責任において関係法令等を確認し、事業実施時における法令適合のリスクは市に帰属しないこととします。
- ③ 社会実験での営業に伴う食品営業許可等の関係法令上必要となる申請・届出・検査等については、全て、参加者の責任において実施してください。
- ④ 審査は原則先着順で受け付けます。申し込み状況によっては利用できないことが生じる可能性もあるため、ご了承ください。
- ⑤ 今回の社会実験において得られた運営実績・ノウハウや利用者の反応、事業提案等の成果については、対象とした港湾緑地の今後の利活用方針を策定する際の重要な判断基準として位置付けます。特に、港湾緑地の価値向上に寄与した民間事業者等は、将来的なあり方を検討する過程において、ヒアリングや対話の対象とさせていただく場合があります。

3. 応募手続き

(1) 提出書類（再掲）

【実施前】提案書（様式1）、使用許可申請書（様式2）、誓約書（様式3）、
食品営業許可証の写し（食品販売を行う場合）、その他 市が求める書類

【実施後】実績報告書（様式4）、事業者アンケート（様式5）、
収支・集客報告書（任意様式）

(2) 提出方法

持参（市役所開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで）、郵送、電子メールと
します。電子メールの場合は、送信後、必ず到達確認の電話をお願いします。

(3) 提出書類の提出先

事務局（5. 問合せ先・書類提出先）に提出してください。

(4) 応募に関する注意事項

①応募に関する全ての書類の作成及び提出に係る費用は、応募者負担とします。

②応募書類の取扱い・著作権等は応募者に帰属するが、応募書類は返却しません。

応募書類は社会実験の利用目的以外には無断で使用しません。

③次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- ・ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ・ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ・ 本要項に定める手続きを遵守しない場合

4. その他

(1) 事業実施時の注意事項

- ① 事業実施時は、市が交付する「許可書」を携行すること。
- ② 騒音、振動、異臭、飛散等の対策に努め、可能性があるものは使用しないこと。
- ③ 周辺環境美化に努めることとし、事業実施に伴い発生するごみについては、全て事業実施当日に持ち帰り、適正に処分すること。
- ④ 晴海緑地公園において、火気を使用したい場合は、事前相談の上、決められた条件に従って使用すること。(なお、場所によらず地面での直火(または地面に影響する火気使用)を禁止とします。また、築港緑地は火気を使用できません。)
- ⑤ 事業実施に必要な電気や水等は、企画運営者である民間事業者等が用意すること。原則として、周南市の財政負担を伴わないこと。
- ⑥ 荒天時等のやむを得ない理由で事業中止する場合は、事前に市へ連絡すること。
- ⑦ 駐車スペースを利用したい場合は、市と事前に余裕をもって協議すること。
- ⑧ 許可した範囲外については、当該地に関するルールを遵守すること。対象地のみならず、港湾利用者等周辺の迷惑にならないよう配慮すること。

(2) 責任及びリスク負担の考え方

実施事業については、企画運営者である民間事業者等が責任を持って遂行し、当該事業に伴い発生するリスクは、原則として企画運営者である民間事業者等が負うものとし、事業による事故(火災や苦情。販売品や営業方法に関するものを含む)等のトラブルは、企画運営者である民間事業者等の責任において対処すること。また、トラブルが発生した場合は、速やかにその内容を市に報告すること。

(3) 集客・広告

集客(広告等)は企画運営者である民間事業者等で対応をお願いします。

※市は、予定等について市ホームページやSNS等で周知を行います。

(4) 事業中止

「提案内容に反する」、「公の秩序又は善良な風俗を害するおそれが認められる」、「偽りその他不正な手段により使用許可を受けた」等、本制度の目的から逸脱し、市からの警告等が発せられてもなお改善が見られない場合は、利用を中止していただきます。なお、利用中止によって生じた損害等について、市は一切の責任を負いません。

(5) 事業終了後

事業終了後、利用場所の原状回復(原型復旧)すること。

5. 問合せ先・書類提出先

- 部署 周南市役所 建設部 河川港湾課 港湾企画室
- 住所 〒745-8655 周南市岐山通1-1 (3F)
- 電話：0834-22-8554
- E-mail：kasenkowan@city.shunan.lg.jp

以上